

養賢公毛利高政

―初代佐伯藩主としての治政―

羽柴 弘

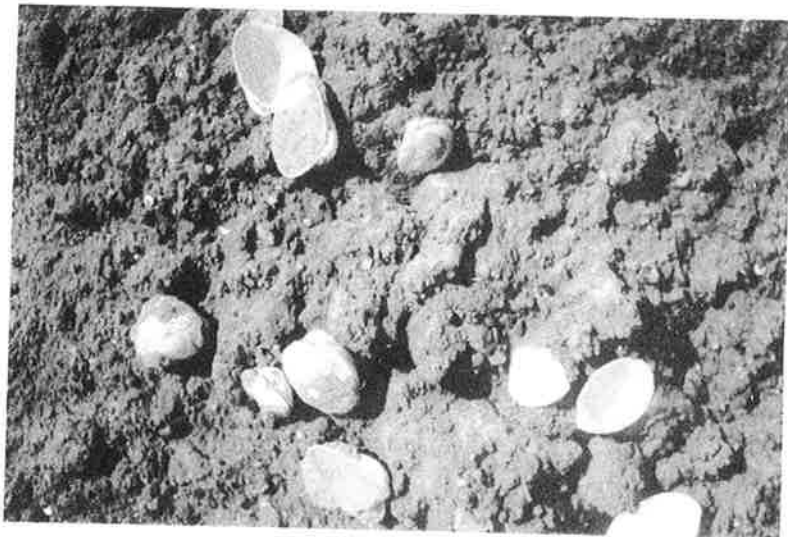
(一) はじめに

毛利伊勢守高政については、これまでいろいろな文献にその事歴が散見し、特に我々の手近なところにあるものとしては、今津久見市に御在住の増村隆也氏が『佐伯郷土史』後篇、即ち佐伯藩史のはじめに七つの項目をかかげて、多くの史料にもとずいて一応まとめて下さっている。そこで今ここに私が同様のことをくり返すの無駄を出来るだけ省くつもりではあるが、特に毎日その古城址のある城山をま近にうちながめつつ、その開いた城下町に通勤している私が、毎日のようにこの眼で見、身体でたしかめているいくつかの事を拾い上げて、毛利高政という武将の一面、その政治家としての業績を探って見ようと思うのである。

標題の養賢公は高政に対する謚り名、「養賢寺殿前勢州刺史乾外紹元大居士」に由来する敬称であるが、地元佐伯の人々は「藩祖高政公」と呼んで、佐伯城市開発の君主として尊敬している。然し私はここではわが郷土の歴史上の人物として、且つ又案外私共に身近な人物として思慕の気持から、単に「高政」と呼ぶこととする。

(二) 城下町づくり

私が今回敢えて高政の治政について書いて見ようと思ひ立ったのには一つのきっかけがある。それは彼が日田から佐伯に転封となり、入國第一に手がけた鶴屋城の築城（これは後から書く）と同時に、時勢を達観してはじめた城下町づくりの工事、



二枚合わさったままの貝殻

その活きた証拠を眼のあたりに発見したことである。

四〇

私の勤務している佐伯鶴城高等学校は、佐伯市の旧市街地の中心部からずつとはなれた城山の麓近く、城山を背にした養賢寺とは僅かに道一つ小溝一つをはさんだ所にあり、実は一昨年来鉄筋校舎に改築中で、既に四階建教室一棟が出来上り、今第二期工事として管理棟の建築が進められている。

昨秋十月、コンクリート製の長大な杖(くい)打ちがはじまり、軟弱な地面に深く深く何十本となく打ち込まれて行った。一通り杖打ちがすんだ次は床掘りで、その杖のあたりを深さ四、五米ほど掘り上げて、杖もろ共コンクリートの基礎をうつ。どこでも行われる鉄筋建築の工法であるが、実はその掘り上げた土は表面近くは埋土であるが、ものの七、八十厘から下はことごとく青味を帯びた海の砂である。(このことは第一期工事の際にも既に確認していたところである。)

ところがである。ブルドーザーのシャベルで掘り上げた青色を帯びた海砂の中に、白く光った貝殻が点々と見えるではないか。しかもそれは(写真のように)殆んど二枚の貝殻が合わさったままである。はまぐりが多く、当地で通称ばかがいと呼ぶものがこれに次ぎ、はまぐりの方は掘り上げた際に一枚一枚ばらばらになっている

が、ばかばいの方は必ずと言ってよい二枚ががちり合わさつたままである。私は掘り上げの工事が進むたびに何度も工事場の砂の山を歩き、四十数個の標本を進めることが出来た。

この貝は生きていた貝であった。ある日突然にこの貝の棲んでいた干潟が埋め立てられたのである。このあたり当時塩屋村の子女たちが、一面の干潟に下り立って貝を掘っていたこのあたりに、高政の意図に基づく城下町づくりがはじまつたのである。海をおよぐ魚族や空をとぶ鳥類と異なり、干潟の砂の中の貝類はどうすることも叶わず、生きたままに埋め殺されたのである。

浜狹生い茂る塩屋の海浜を城下町と定め、道を通じ低湿の砂浜を埋め立てての町づくりがはじまつたのである。そのことは伝え聞いていた。何かの本でも見た。然し貝が棲んでいた砂浜を埋め立てたその証拠が、三百数十年後の今日鶴城高校の建築工事の現場で発見されたのであった。埋め戻されてしまえばもう二度と手に入らぬこの貝殻を、私は何度か拾っては集めて紙につつま、箱にしまつて持っている。埋め戻された日には、この活きた歴史の小さな証人たちを、私共はもう全く見ることは出来ないのである。

高政は山頂に築城を急ぐと共に、恐らく並行して海浜の埋め立てによる城下町づくりを急いだことであろう。自然の地形を考え、番匠川の流れを外堀とし、泥土をすくい上げては支流の水を通じて内堀とし、街路は井然（せいぜん）と、然も兵馬の馳駆にふさわしく広くとり——今日自動車が平気で離合出来るほど、又敵の攻囲に備えて街路にあちこち喰いちがいをことさらに設けたり、山ぞいの一帯は外敵の攻撃にそなえ、平時は火災に備えての防火帯として湿地を残すなど、今日の言葉でいえば都市計画に於ても営々と城下町づくりにあたつたことがわかる。

高政は敢えて佐伯氏の本拠の地梅牟礼城四周の田園地帯をとらず、海に臨んで廣々と開けた番匠川のデルタをもつて城下町とした。低湿地も問題とせず、むしろ番匠川及び堅田川の本流支流に養われた沃野と、波おだやかな佐伯湾によって無限にひろがる海の富、この在（農山村）と浦（九十九浦の漁村）の要（かなめ）の位置を占めているここ塩屋の村を、新佐伯の城府

と定めたのである。

私共はその活眼と比類ない町づくりの見識と技術を高く評価せなければならぬ。

(三) 鶴屋城の築城

慶長六年四月、高政は日田から佐伯ノ荘へ転封とはなった。これは豊臣秀吉恩顧の高政としては、甘んじて受けなければならぬ左遷にひとしいものであった。当座は日田の公田二万八千石の管理はあるにはあったが、徳川家にとっては全く外様の、そしてしかも僅かに二万石の小大石である。

高政が佐伯入部と共に何はにおいても先ず手がけなければならぬことは、拠るべき城の築造であった。時は豊臣、徳川の命運をかけて戦った関が原の戦の翌年である。天下の風雲はまだ全く収まったとは言えない。一刻の猶予も許されない時であった。

高政は海に臨んだ坂野浦の地に仮屋を設け、山河の起伏、海陸の交通・隣接諸国の情勢等を考慮し、敢て佐伯氏の拠った梅牟礼城をすてて、新城を塩屋の地に屹立する八幡山、即ち今の城山、その頂上に若宮八幡の社があった故の呼称で、海拔百四十米、その頂上に築いた山城である。

これは結果論のそしりを免れ得ないが、鶴屋城をこの山頂に築いたことは誤りであったと言えないか。せめて竹田の岡城程度の平山城であったなら、その城郭は平時に於いても実用に叶ったであろうに、とその様に考えられる。事実僅かに三十年後の寛永十四年に、山麓に三の丸を築いて二百数十年の藩政はもっぱらここで行われたのであった。

それはさておき、鶴屋城の築城ははじまった。慶長七年五月であったという。即ち織田信長の遺臣で築城の技術に精通した江州の人市田祐定に命じ、山頂の八幡社を西麓白瀉の地に移して新城鎮護の守神とし、樹林を伐りひらき山頂を平げ、繩張りを定めて先ず本丸の地を相し、二の丸、北の丸、西の丸とあたかも鶴の両翼を張ったるが如く、本丸には天主台を設けてこれ

二の丸から
本丸を望む



登城道 石畳の美し
ここにがある。

本丸に通ずる唯一の通路
廊下橋 下をくぐれば
北の丸に出る。

に三層の天主閣を築き、樓櫓門障ことごとく備わり、四年余の歲月をもつて慶長十一年見事に竣工した。

鶴屋城は一名と鶴城と呼んでいたが、いつの頃からか鶴谷城と誤り書かれ、今はそれが本名のように通っている。学術上では豊後佐伯城と呼ぶ由である。

勿論今日では山頂に城の建物は何一つ残ってはいない。鶴屋城の遺構としては三の丸に城の正門である黒門と、正面玄関お使者の間などを持つ旧御殿の一棟が残って居るきりで、外には三の丸にも山上の城跡にも隅櫓一つ塀一か所も残っていない。だが然し敵然と今も尚残って往時を彷彿たらしめているものがある。即ち蜿々数百米にわたる石垣である。石垣だけは堅牢そのもの、築城当時そのままの姿で殆んどこわれることなく、完全に残っている。

それは竹田岡城のようなやわらかな凝灰岩の切石でない。自然のままの丸みをもった巨石である。その野面積（のづらづみ）と呼ばれる築き方で見かけは美しくない。すき間が多く、このすき間の故に排水がよく、豪雨をうけても狂いが来ないという。まことその通り岡城のそれはかなりのゆるぎを見せていたが、昨年の地震ではとうとう大手門附近の石垣がこわれたという。鶴屋城に於いては風雪三百六十年、全く狂いない姿を冬の陽に光らせている。

さてこの石垣である。低いところでも高さ六米程、高いところでは十米以上もあるが、山上の城である。堅牢第一に築かれているからには、今は土に埋もれている地下に尚少くも二、三米はかくれているはずである。即ち深く地盤までほりさげて頑丈に根石を据え、一個の巨石の奥には更に大小無数のグリ石をかませてゆるぎなく積み上げて行き、よじ登るには高く然も反りをもたせた数米の石垣、それが数百米にわたってつづき、尚所要所には石段、石畳、敷石で堅めてある。

無慮何千、いや何万何十万のこの石を、一体どこから、どのようにして集め、どのようにしてこの百四十米の山頂まで運び上げたものであろうか。石はこの城山自体の石ではない。番匠川、堅田川の上流か又は遠くはなれた海岸からでも取集めたにちがいないが、どれだけ多くの労務者、農民や漁夫達がその苦役に駆り立てられたことであろうか。

特に問題は麓から山頂までの運び上げである。距離こそ知れている百四十米の突っ立った山頂、ブルドーザーやトラックを駆使し、クレーン等をふんだんに使う今日の土木技術をもってすれば雑作もあるまいが（といっても恐らく億に近い費用を要しよう）、斜面を用い、車やろくろを使い、寒い日も暑い日も休むことなく、数百千の夫役が膏汗（あぶらあせ）を流しての作業ではなかつたか。

又山頂では石垣積みみの技術をわきまえた数十人の石工たちが、夜を日についてのいわゆる突貫工事で急いだであろう。石垣が出来ねば地ならしも叶わず、櫓も塀も何一つ出来ない。広くもない山頂、運びあげられた夥しい石、床掘りで出来た土砂の山、右往左往する夫役の人々、築城現場の混雑が思いやられる。勿論工事はそのような混雑混乱をさけ、順を追うて土木作業が行われ、それを追うように建築が進められていったと考えられる。

城主高政は恐らく連日現場に臨んで、士卒を励まし夫役の者達をねぎらったことであろう。剛毅潤達の高政である。時には工事のはかどりにいらいらして峻厳苛酷の労役を強いたことであろう。ともかくも工事ははかどりに、三層の天主閣を中心に本丸、二の丸、北及び西の出丸は完成し、二重櫓五か所、平櫓一か所、櫓門四か所、冠木門八か所、二の丸の御殿が出来あがったのである。着工以来滿三か年の短時目であつた。

それにしても直接間接工事に當つた家臣をほしめ、土工、石工、大工、左官等の技術者達、またその助手をつとめたり資材運搬に従事した無数の夫役たちに要した経費に、どれだけを要したものであろうか。少くとも毎日の食い扶持だけは與えなければならぬ。高政はよほど前任地日田で貯えて来たものにまぢがいがない。

これを要するに鶴屋城を築いた高政は、理財の人、意志の人。すぐれた統卒者であり、剛毅実行の君主であつたといえよう。そうした想像は二三の文書にも散見出来るし、又民間に若干の傳承もあるようである。されば即ち寛永五年十一月十六日七才で江戸に歿するまで、佐伯藩初代藩主として二十八年間、城市を開き領民をなつて、二百七十年に及ぶ佐伯藩藩政の基礎を確立したのであつた。

(四) 在浦への施政

ここに言う在とは即ち農山村、今日の佐伯市と南海部郡（但し宇目町は岡藩に属した）それに津久見市の大半。浦とは津久見浦から今日の蒲江町波当、浦に至るリアス式海岸をなすいわゆる佐伯九十九浦である。初代高政は日田から佐伯に転じ、その領民に対してどのような施政を打ち出したであらうか。

鶴屋城の構築と殆んど並行して行われたであろう城下町づくり。道路を通じ埋立が進むと次は家臣達の居屋敷である。先立つものは建築用木材の確保である。そこで高政は鶴屋城の竣工ま近の慶長十一年正月、領内在浦の大庄屋に宛てて次の掟書を嚴重に傳達した。以下掲げる数点の文書が、下野村（佐伯市鶴岡地区）大庄屋染矢治右衛門（当主染矢貞雄氏）方に伝えられている。

掟

一 百姓の屋敷まわり 同在所まわりにて山柀の木柿の木梅の木なしの木など材木にもたきゝにも一切きり申まじき事



染矢家文書

一在所まわり百姓居屋しきのまはりにて竹木きり候事惣而無用に候 此方用所のときにきつ手を遣しきらせ申べき事

右條々得其意 堅可相留候 若此旨を背きおしてきる者あらばからめとり可相越者也

慶長拾一年

正月廿四日 伊勢守(花押)

この掟の第一條、屋敷まわりや村落周辺、つまり手近なところにある果樹の類一切伐るべからずとしたのは一應うなづける。山柙はやまもと読むのであるうとされているが、私には若干の疑問がある。即ちやまももは梅雨時分にうれ、貯蔵保存のあまりきかない小粒の漿果である。伐採を禁ずるほどの価値があるかどうか、建築用材には適せず、私には納得出来かねる。

第二條の竹木伐採禁止のことは、藩の入り用の際伐り手を遣わす故勝手に伐ること惣じて無用、この旨に背いておして伐る者あらばからめとり云々と、堅く差し留めている。言うなればこれ全く建築用材の私用伐採禁止令で、藩の御用として城下町住宅建設用に確保することを目指したもので、当然考えられることである。

掟

一耕作仕つけ候時分はおとこの儀は不及申をんなもあり次第まかり出 田島の草とり可申候 田島のくさは一番くさ二番三番四番くさまでとり可申事

一田島仕つけ候時分 おとこの儀は不及申をんなもうちに居候は、見あいしたいにけうめい(くま)(注 窮命の意)せしむへき事
一かうさく仕つけ候間、朝めしもひるめしも夕めしも女らもかうさく場に持出くわせ可申候 宿にもとりめしたへ候はは
可為曲言事

一野原に牛馬つなき候事はくるしからす候田島ちかき所にむさと牛馬をはなちおき候事くせことにて候 此後牛馬をはなち
おき田島の立毛くわせ候はは 其牛馬のぬしくせことにおこなうべき事

一みちより外田島の中をすちかいにとをり候事くせことにて候 法度の旨堅郷中相ふれ此のちとおりしもの候ははからめと
り此方につれきたり候はは可加褒美者也

右條々郷内其庄屋として堅相ふれ可申候 若此旨相そむくものあらはくせことにおこなうべきもの也

慶長十一年正月廿四日

伊勢守(花押)

同じ日に出された二通目の掟書である。この掟書と殆んど同じものが、同じ佐伯藩領であった津久見村大庄屋の後である四郷家に残っており、それは「大分県史料」に収録されている。私は今殆んど同じと書いたが、それは全領内大庄屋宛十数通(或はもつと多数)の掟書を書写作製するに当り、使用字句に少しばかりの相違が何か所か出来たからで、謄写の方法のなかつた当時としては止むを得ないことであつたといえよう。

さてこの掟書第一條の要旨は、田島の草とりに精出すことを勧め、一番草から二番三番四番草まで、女共まで総力をあげてとれよと、極めて具体的ずばりな指令である。勿論それは今日の農耕の形態とは大変なちがいであるが、実は農薬除草剤発達

の近年まで、ずっと何百年にわたって草とりという作業は踏襲されて来た方法であった。

第二條は田植麦播の農繁期には、女達は家に居てはならぬぞよとの達し、第三條は夕飯までも女らは田畠に運んで食わせよ、夕飯を家にもどって食べることは曲事（くせごと）たりとの嚴命である。これはちと苛酷にすぎる。

朝起きると百姓はそのまゝ鍬鎌を持って田畑に出て働き、女共はその朝飯はおろか、夕飯までも野良で食わせよという。なんぼ百姓でも、よしんば日が暮れるまで働いても、せめて夕飯だけは家に帰って泥によごれた手足を洗い、家族打ちくつろいで食べたいであろうに。それすら無視しての強引な押しつけである。百姓をまるで牛馬のように扱い、全く働く道具のように考えた人権無視のひどい掟であるといえよう。

第四條の牛馬をつなぐ條文はまず妥当と言えよう。最後の他人の田畠をすじかいに通るな、必ず道を通れとはほほえましいではないか。さればとて刈りとつた後なら、同じ村の百姓のこと、近道をして通つたとお互いのこと、さほどとがむべきでもあるまいに。

こう見て来るとこの掟書は観念的形式的なものでなくて、よく農村の実態に即した具体的なものであるので、一般農民はひどくこたえたにちがいない。

次に掲げるものはそれから五年後の慶長十六年の御触書で、書出しの「態と——」とあるのは「わざわざ」とか「改まつて」とかいう義で、今日普通に用いる「わざと」とは大いに意味がちがうものである。

態申遣候

一 其村中之山をやき候事当年より堅無用に候 其子細は井手かかりにて無之山田などは山のしたたりを以て少はなりに成候に山に木草なく候へは したたりもなく候間 必山やき候事無用に候 但かりはた仕候事は不苦候 わきをきりのけ不入所をやき候はぬように可入念事

一から竹大小によらずきらせ申間敷候 但百姓共われわれ家の普請に仕候事は不苦候 其外には今迄の如法度 我等切手出し候かさなく候はは奉行共切手遣候ははきらせ可申候 ぎり候てうり申度候はは此方へことわり可申候 令分別可申付候事

一なよ竹もきり候てうり申度候はは此方へことわり可申候 百姓共家ふしんにつかい候事は此方へととけなしにきり候てつかい可申候 其外たび人之事は不及申 奉公人町人によらず此方よりの切手なしには一切きらせ申間敷候事

右之分堅可得其意者也

亥ノ

九月十九日 高政 (黒印)

下ノ村

治右エ門

其外百姓中

この掟書第一條は山焼無用、井手がかりでない山田は、そのまわりの木草のしたたりがたりになる。但し刈畑(焼畑)は苦しからず、まわりに焼きこまないようにとの注意までそえて、芸の細かいことである。

第二條はから竹、第三條はなよ竹、いずれも統制を加えている。即ちから竹(男竹か)なよ竹(女竹)の無断伐採を禁じているので、これは城下町の建築資材即ち屋根用や雨樋や壁の蕊(しん)即ちえつり竹にと考えたのであろう。これもまあまあ容認出来ないことはない。亥ノ年は慶長十六年に当り、鶴屋城竣工後五年目、城下町の侍屋敷や町家の建築は営営とつづいていたことであらう。

ここでつけ加えたいことは、この亥の九月十九日付の御触書と同じ日付で、浦辺の大庄屋宛に出した、いわば漁村版とも言

うべきものが大分県史料(12)に北海道郡西郷文書として載っている。津久見浦は前にも書いた通り佐伯藩に属する漁村であった。この染矢家の農村版とくらべて読むと面白い。

染矢家にはもう一通、更に九年後の元和六年の御触書があるが、それは亥の年のものと殆んど似たようなものであるので省略することにしよう。

以上あげた三通の掟書(御触書)に共通しているものは何であろうか。新領主として城を築き、城下の町づくりを進めながら、次は領内全域に亘っての新しい政治の打ち出しであった。いかにも領主本位で百姓の農耕生活をきめつけ、竹木を伐ることを禁じるの類でおわつていると言えよう。新領主として領内全民衆の心をがっしりと捉え、安んじて生産に励めるような、農民に限らないが在、浦すべての領民に愛情をかけての施策は打ち出せなかつたものか。この掟書は総じて芸が細かすぎる。いやみみづちいと思うがどうであろうか。高政側近の人達は一体どのように考えて、どのような進言献策をしたというのだろうか。その辺に問題を感じるのである。

ここで是非にふれておきたいのは「鶴藩略史」の記事である。

元和四年十一月、公農市兵衛をして大嶋を開拓せしむ。(中浦村海中にあり)市兵衛農桑に力め、人民移り居る者年々漸く増加す。因って里正となし永く其の租を免ず。(租額五石一斗一升八合)

恐らく当時としては殆んど定住するものなく、僅かに漁猟の時期にのみ鶴見半島あたりの漁民が住んだであろう大島を、農市兵衛をして開拓せしめたという。これは単に一孤島大島だけの問題ではあるまい。初代藩主として領内全域の産業奨励、領土開発を奨めたであろうことを思うのである。

それはそれとして、時は慶長の頃である。天下の大勢はもう豊臣の没落は疑えない客観情勢、徳川にとっては所詮高政は外



様大名である。然も豊後でも最も僻さうの地、僅か二万石の小大名である。巧妙に時流に棹さすその一つとしても、まずは領内の政治を整えて産業を殖やし、藩の実力を備蓄することが急務である。特に今城づくり町づくりの土木建築の大事業が出来上ろうとしている時、それは領主としての權威に物を言わせ、かなり領民をいためつけているはずである。それは情勢上止むを得ないことであつたらう。然しその強引な政治の裏打ちとして、領民一人一人が各この生産生活に安んじて、いや喜んで没頭出来るような、民心収攬の善政の手は打てないものであつたか。変転甚だしい天下の情勢のさ中、前途は全く予測出来かねる時ではあつたが、それだけに領民悦服、人心安定の治政が望まれてよいのではなかつたかと思うのである。

(五) 高政の人と為り

常盤木の黒々と生い茂つた城山を背にして、緑青のふいた本堂の大屋根を高くそびえさせている養賢寺は、言うまでもなく高政によつて創建された毛利氏の菩提寺である。さればその寺背老杉のほとりの一劃に、歴代藩主や奥方を葬つた墓所があり、三十数基の壮大な五輪の塔が立ち並んでいる。そしてその一隅に藩祖高政を祀つた靈廟がある。扉を排して中に入ればそのほの暗い内陣左側の壁間に、

名君第六代高慶公が識して掲げた「靈廟記」と題する篇額があり、次のように高政の履歴を伝えている。板に陰刻されており勿論漢文であるが、幸い益田学氏（佐伯史談会顧問）が拓本にとって読み下した和文があるので、ここに借用することとする。

靈廟の記

曩祖從五位下民部大輔藤原の朝臣高政（后伊勢ノ守と改む）。氏は森、尾州の産なり。其の性は卓犖雄偉なり。少うして太閤秀吉公に仕う。

天正十一年四月二十一日江州志津が嶽に於いて秀吉公と柴田勝家と一戦の時、敵を逐い戦を挑み自ら傷つく。其の餘は軍に臨む毎に利を得ざるなきなり。

同十五年豊の後の州隈城及び秩禄二萬斛を賜わる。

文祿年間朝鮮征伐の時、命に従い軍監と為り、在陣年を経、姑く兵を肥州名古屋に還し秀吉公に謁す。公其の忠誠を感賞して、豊州日田玖珠二郡を遣て之を吏めしむるなり。

再び朝鮮に涉り南原の城を囲み之を陥し、且つ水宮の瀕に於て諸將に先だち、大明の番船と忿撃して自ら戈を採り敵兵を追討し、武威を異域に振るう。本邦秀吉公勇猛を褒賞して、厚く感書教篇を賜う。

慶長六辛丑年四月五日、東照宮の命に因り隈城を辞して、同州海部郡佐伯の庄を賜わり、城を鶴屋に築き之に居る。

慶長十九年冬攝州大坂陣の時、東照宮の命に属し備前嶋京橋市中に於いて計策を以て悉く功有あり。翌年夏再び関東御出馬の告を聞きて佐伯を出帆し、五月七日大坂に到りて東照宮に拜謁す。

台徳院殿元和一統の後、世々將軍家に仕え奉るなり。

寛永五戊辰年十一月十六日武陽に於いて卒す。春秋七十歳。乾外紹元と号す。

嗚呼大なるかな高祖の餘烈、以て長く子孫の後榮を輝かす。

我苟も箕裘を継ぎ、之を景慕して歇まず。茲に於いて新たに靈廟を造立し、謹みて之を誌す。

寶永四丁亥年十一月十六日

從五位下周防守毛利氏藤原朝臣高定

文章まことに典雅、まずその出自とその性格を簡潔にしるし、歷年に従つて軍陣歴戦の功績を掲げ、豊臣秀吉の愛顧をうけたこと、そして更に徳川家に対しても忠勤を励んだことを伝え、その遺徳を景慕してこの靈廟を造立したことを誌してある。

(高定は高慶公の前名である。)

高政が羽柴秀吉の近侍として寵愛されたことから、そしてその中国攻め備中高松城の水攻めの揚句の和睦に、毛利輝元に人質として送られたことから、彼が秀吉の庶子であつたとするの説があるが、これを断定するの史料はない。それはどうでもよいとして、その翌年二十五才の若武者高政は賤が岳の戦に從軍し、槍を振つて敵を逐い戦を挑み自ら傷つくの奮闘ぶり、秀吉から感状を賜わっているが、何と言つても高政の武將としての面目の躍如たるは文禄、慶長二度の征韓の役に於ける働きである。高政はこれに軍監として臨んだのであるが、参謀督戦の立場であつたにもかかわらず文禄の役春川の戦に敵とわたり合い、そのかぶつていた冑が凹むほどの打撃にも屈せず——(その冑は先年大分市で展観されたように、今も毛利家に伝えられている)——遂に敵將元豪なるものを捕えたと伝えられている。又慶長二年再征の役では南原城の攻囲にあたり、自ら巨砲「閻魔王」をもつて攻撃してその攻略に成功し、更に水營の瀬の海戦には乱戦となり、自らも海中に転落するといふ危急な立場に立つなど、生命をかけての奉公であつた。さればその勝報が名護屋の本陣に達するや、秀吉は次の感状をおくっている。この感状も先年トキワで展観に供したので、覚えておいでの方も多からう。(読者の理解易からんことを考え句読点のみ筆者施す。)

八月十六日注進状被成、御披見候。赤国之内南原之城、大明人
桶籠付而者、十三日取巻致仕寄、十五日夜責崩、其方手前首數
四十討捕、即鼻到来候。粉骨至候。最前番舟切捕、度々手柄無
比類候。弥先々勤候儀、各申談大夫に可申付事肝要候。猶増田
右衛門尉、長東大蔵大輔、石田治部少輔、徳養院可申候也

九月十三日(秀吉朱印)

かくの如く高政は戰場に於ては乱戦の中にも身を挺して進み、特
にすぐれた砲術を以て武威を異境にまで振ったのであった。その武
功によって日田に封ぜられ民部大輔となり、従五以下朝散大夫に叙
せられ、伊勢守に任ぜられたのであったが、世は徳川の天下となり
慶長六年四月の佐伯の庄二万石に移封とはなつたのであった。

高政が新領地佐伯への入部の最初第一の仕事は、前述の通り城郭
の築造と城下街の経営であつた。これは一日もゆるがせに出来ない
ことであつたが、程もなく起つたのが慶長十九年の大阪冬の陣と翌
元和元年の夏の陣、彼は形勢の判断を誤ることなく、徳川に従つて
二百六十余年の幕藩体制の波に乗り、佐伯藩政の基礎を不動に築き
あげたと言えよう。

増村隆也氏の著「佐伯郷土史」の中に「高政余聞」という一章が

ある。それに「佐伯茶飲話」という民間流布の歴史物語から引いたいくつかの逸話をあげているが、例えば不都合の者があると高政は人に命じて、朱房のついた竹の人打棒で叩かせ、竹がばさらになるまで打たせたとか、龍護寺の千手観音を養賢寺に移し、後龍護寺に返すに当ってその観音さんの手をもいで和田の坂から番匠川に投じたとか、千手を二本だけ残してもぎとったとかいう話が載っているが、まあそんな無茶な話は別として、見落せない次の様な話がある。

それは鶴屋城築城の際、石垣師羽山勘右衛門の石垣の築き方が気に入らず、とうとう勘右衛門の背中をお手のものの鉄砲で撃ったというのである。わざわざ播州から迎え七十石で召し抱えた築城の技術者である。勘右衛門に限らないが権力をもって臨むのでなく、もっと人を大事にいたり扱えなかったものか。「佐伯茶飲話」は作者もわからない物語である。粉飾や誇張やことさらの歪曲もあるうが、家臣の畏怖や怨嗟を気にしないような神経の太い人であったのであろうか。私にはやはり気になるのである。

以上を要約して考えて見ると霊廟内の掲額の文字の通り、高政という人はその性「卓犖（たくらく）——ぬき出てすぐれていること」雄偉」という四文字が適切で、それに若干の言葉を補うなれば、戦陣に臨んでは勇武果断、藩公としては剛毅濶達、時勢に対する洞察を誤らなかつた、藩祖としてまことにふさわしい方であつたと言えよう。

(六) 佐伯開市三百年祭

わが畏敬する郷土史家山田平之丞氏は、「佐伯史談」の資料として次の一文を筆者の許に寄せられた。即ち明治三十二年（一八九九年）佐伯開市三百年に当り、いとも盛大に佐伯藩政の創始者藩祖高政の偉徳を追慕して数々の記念行事を催している。原文はわれらの大先輩、鶴谷外史佐藤蔵太郎著述「稿本南海郡史」の文章である。



打ち凹められた胄

佐伯藩祖毛利伊勢守高政公の当国日田隈城より我が佐伯に移封せられたるは、慶長六年四月にて明治三十二年四月は、即ち公の入部三百年に該当す。依而旧藩士中根祚胤、山中盛太郎、坂本永年、西名漸、高瀬宗明、平山右文治等の諸士相謀りて、藩祖入国開市三百年の祝節を賀せんとし、正会員、賛助会員を旧封内に募るや、衆欣然として之に応じ、正会員一千七百一人、賛助会員四百六人を得て、祭壇を旧城三ノ丸大書院に設け、四月四日より全六日に至る三日間、盛大なる祝賀の行事を挙行したり。此祝典と同時に、五所大明神社にては臨時祭典を挙げ、菩提所養賢寺にては大施餓鬼を行い、全市満街の熱鬧未曾有の旺盛を極めたり。當時旧城使者の間に陳列したる藩祖遺物の貴品重なるもの左の如し。

一、平家琵琶 二張 公愛玩の遺品

一、甲冑一具 豊太閤より拜領の卯の花織

一、甲冑 公征韓の役に着用し、兜には鉄棒様の物にて打凹めたる痕あり。

一、胸服 公征韓の役水営にて劇戦中、負傷したる際の血痕斑々たり。

一、雪刀 定秀作毛利伊勢守所持と入銘す。

一、微笑太刀 関兼房作

- 一、篠雪太刀 大和志津作 福島左衛門太夫所持、後毛利伊勢守所持一世の切物也と入銘す。
- 一、川御座船建物 八枚にて豊太閤より拜領、全地に花鳥の採色画。
- 一、長筒四海波 公特技の長筒にて征韓の役に使用したるもの。
- 一、長筒閻魔王 大坂夏之陣に用いたるもの。
- 一、短刀 来国光作
- 一、太刀脇差 祐定作
- 一、螺蚶太刀 一乗作
- 一、馬面、馬鎧
- 一、鞘卷太刀
- 一、荒浪太刀 左弘行太刀

以上であるが、これがそえ書として山田老は次のように追懐談を書いている。

明治三十二年数え年十才の私は、祖父につれられて出町、此の祭りを見た。それでおぼろげながら使者の間に陳列せられた藩祖公の遺品や、全町の賑いなどについての記憶がある。

昨年の十一月二十九日池彦で開かれた市主催の明治百年座談会席上、菅一郎画伯が開市三百年祭は佐伯はじまって以来の町ぐるみの空前絶後といってもよい大行事で、全貌を記して永久に保存しておきたいといわれたが、名言で心から同感する。

昭和四十四年は佐伯開市三百七十年に当る。

全く他人（ひと）の禰で相撲をとるような始末でまことに恐縮、且つは失礼な次第であるがおゆるしが頂きたい。

佐伯開市四百年祭は三十年後、一九九九年である。一年後は二十一世紀、正にその前夜である。三百年祭の行事が「佐伯はじまって以来の、町ぐるみの空前絶後といってもよい大行事」であったそれを、はるかに上まわった四百年祭の大行事となるかどうか。そしてそれがどのような意味を二十一世紀の郷土の文化に影響を與えうるか。われわれ佐伯人の責務は大きい。

三十年はちと長く、私など生きながらえておるかどうかが怪しいものである。然し私は佐伯の人々が単なる懐古趣味に終ることなく、我々の先祖達の長い三百数十年の生活に深くかかわりあいをもち、今日五万市民、いや津久見市の大半から郡部全域を含む旧佐伯の庄に属する広い地域に亘っての、歴史と文化を伝承している佐伯人士に対して期待する。慶長の昔佐伯の城市を開いた藩祖養賢公の偉業を偲び、今日我々の生活と密接している創業当初の歴史を見直し、今尚生きて在る歴史の跡や資料を尊重愛護し、次の世代の人々にこれを伝えその生活の中に生かして貰い、発展途上にあるわが郷土文化の昂揚の一助としてほしいものである。

（おわり）

（筆者）

住所 佐伯市大字稻垣字龍護寺

大分県地方史研究会 会員

佐伯史談会 会員

佐伯鶴城高等学校図書館司書